

災

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

事例

20

離すタイミングが遅れると
いえばそなうなのだが……

家庭電化設備等の販売・
設置を業とするT社（労働
者数20名）で働くAさん（20
歳）は、工事作業員として
採用されて1ヵ月になる。

○労働災害発生状況

さて、出社したAさんは、
朝のミーティングが終了す
ると、早速、上司Bさん（35
歳）とともに午前中の客先

D宅へ向かうことになった。

2トントラック（工事用機
材やアルミはしご等を積載）
を走らせてD宅に到着した

Aさんは、Bさんの指示を
受けながら、新しいソーラ
ーシステム（太陽光発電シ
ステム）と交換設置するた
めに既存の古いパネルを取
り外し撤去する作業をテキ
パキと進めていた。やがて、
Bさんの指示により、撤去
したソーラーパネル（ソ一

ラーモジュールともいう。
縦約1・6m、横約0・8
m、重さ約19kg）を順に1
枚ずつ屋根上から地上へ

下ろすことになった。作
業方法は、軒高の低い一
階屋根から下ろすことで

もあるため、これまでに
も行つたことがあるが、
屋根まで掛けたアルミは
しごをガイドとして、古
いパネルを壊さないよう

にそろりそろりと地上へ
下ろすものである。Bさん
は、パネルの上端部にロープ
を結び付けると、Aさん
に指示をした。Aさんは、
Aさんは第Ⅲ指の中程を骨
折し、休業約3週間となっ
たところ待ち、そして、
Bさんがはしご上面をガイ
ドにしてパネルを接触させ
ながら吊り下げる。その
パネルの下端をAさんは手
で受けると、パネルが横揺

れしないよう注意して、や
がて地上に降り立つた。そ
の後も搖れ防止のため両手
でパネル下端を支え、もう
少しで着地するあたりで、
Bさんとの合図に合わせて
手をタイミングよく離すつ
もりであった。ところが、
その合図のところでわずか
な差が生じてしまい、Bさ
んが頃合いを見てパネルを
着地させたことから、Aさ

法が不適切であったと
いえる。なお、本例の
如き作業方法では、墜
落・転落等の危険も予
測されるのであるから、
そもそもにおいて安全
上の問題があると言え、
関係労働者は危険を予
知し、不安全な作業方
法を自制することが望
まれる。



間で右手手指をゴンと挟んで
しまったのである。結果、
Aさんは第Ⅲ指の中程を骨
折し、休業約3週間となっ
た。

○発生原因と対策

①作業方法が不適切であ
り、安全管理に問題があ
る。事業者は、荷役、伐
木等の業務における作業方
法から生じる危険を防止す
るために必要な措置を講じる
こと。

たは、パネル用荷揚機等を
使用して下ろすべきところ、
これら機材の準備を行わず、
また、一階屋根から下ろす

こともある。安易に本例の
如き作業方法としたこと。
加えて、パネル着地時の危
険があるので、パネル側面
ではなくその下端を持持し
ていて、おびび、上下
差が生じてしまい、上下
差が生じてしまい、Bさ
んが頃合いを見てパネルを
着地させたことから、Aさ

は、労働者には雇入れ時の安全
教育を行うほか、危険感受
性アップのための教育の実
施等について十分に取り組
むようにしよう。

※労働安全衛生法第21条

事業者は、…荷役、伐

木等の業務における作業方
法を自制することが望
まれる。

②パネルの荷揚作業に係
る安全確保について、事業
者として管理不十分であ
たこと。

すなわち、前記①で記し
た如く、作業方法等につい
て適切に行われなかつたも
のであり、管理上の問題が
あつた。事業者として、作
業計画を定め、これにより

ソーラーパネルとは、太
陽光を受けて発電する、ま
さに、日が当たつてこそ
設備である。その設備に十
分に日を当てたいという設
置計画に優って、作業を安
全に進めるための作業計画
について十分に陽を當て
たいものである。
(Y2X労働安全衛生コン
サルタント事務所長)

作業を行わせること、関係
労働者には雇入れ時の安全
教育を行うほか、危険感受
性アップのための教育の実
施等について十分に取り組
むようにしよう。